

教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、令和4年第4回岐阜県議会定例会に提出される教育に関する事務に係る下記議案について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和4年9月6日に別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

記

- ・岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

令和4年9月12日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から九(略)

十 教育事務に関する予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること。

十一から二十(略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

教総第135号の2
令和4年9月6日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴雄

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に
基づく意見について(回答)

令和4年9月1日付け人第330号で照会のありました下記議案については、
異議ありません。

記

- ・岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

人第330号
令和4年9月1日

岐阜県教育委員会教育長 様

岐阜県知事 古田 肇

県議会提出予定議案に係る意見について（照会）

令和4年第4回岐阜県議会定例会に提出予定の下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めます。

記

岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

国家公務員法等の一部改正に鑑み、国家公務員に準じて、次のとおり規定の整備を行う。

1 岐阜県職員の定年等に関する条例の一部改正

(1) 職員の定年を次のとおり段階的に引き上げる。

	改正前	改正後				
		令和5・6年度	令和7・8年度	令和9・10年度	令和11・12年度	令和13年度以後
一般職員	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
医師・ 歯科医師	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

ア 管理監督職（※）の職員は、原則として60歳に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に異動させる。

※ 次に掲げる職（医師・歯科医師が占める職等の一定の職を除く。）

- ・ 管理職手当を支給される職員が占める職
- ・ 主幹教諭及び指導教諭
- ・ 国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの教授
- ・ 警視又は警部の階級にある警察官 等

イ 公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、次のとおり引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。

(ア) 職務の遂行上の特別の事情等がある場合は、もともと就いていた管理監督職に留任させることができる（最長3年まで延長可能）。

(イ) 特定管理監督職群（※）に属する管理監督職を占める場合は、もともと就いていた管理監督職に留任させるか、同一の特定管理監督職群に属する他の管理監督職に降任又は転任させることができる（定年退職日まで延長可能）。

※ 職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情があるもの

(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。

(4) その他所要の規定の整理を行う。

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

(1) 当分の間、職員の給料月額は、原則として、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額の7割とする。

(2) 当分の間、管理監督職勤務上限年齢制により降任又は降給を伴う転任をした職員の給料月額は、異動前の給料月額の7割水準とする。

(3) 1(3)により採用する定年前再任用短時間勤務職員の給与及び勤務条件（任期を除く。）は、現行の再任用短時間勤務職員と同様とする。

(4) その他所要の規定の整理を行う。

3 岐阜県職員退職手当条例の一部改正

(1) 60歳に達した日以後に定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

(2) 2(1)又は(2)により給料月額が減額される職員が不利にならないよう、当分の間、ピーク時特例（※）を適用して退職手当を算定する。

※ 給与改定以外の事情で給料月額が減額されたことがある場合に、退職手当の計算に不利益が生じないように、ピーク時までの期間とピーク時後退職時までの期間に分けて算定

(3) その他所要の規定の整理を行う。

- 4 岐阜県職員の再任用に関する条例の廃止
- (1) 職員の定年が引き上げられることに伴い、現行の再任用制度を廃止する。
 - (2) 定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度を措置する。
- 5 次の8条例について、所要の規定の整理を行う。
- (1) 岐阜県職員の分限に関する条例
 - (2) 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例
 - (3) 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例
 - (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
 - (5) 岐阜県職員の育児休業等に関する条例
 - (6) 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
 - (7) 岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
 - (8) 岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例

(一部を除き、令和5年4月1日から施行)

議第百八号

岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定めるものとする。

令和四年九月十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(岐阜県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 定年制度(第二条―第五条)

第三章 管理監督職務上限年齢制(第六条―第十二条)

第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十三条・第十四条)

第五章 雑則(第十五条)

附則

第一章 総則

第一条中「第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下「法」という。第二十二條の四第一項及び第二項、第二十二條の五第一項、第二十八條の二、第二十八條の五、第二十八條の六第一項から第三項まで並びに第二十八條の七並びに警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六條の四第二項」に改め、同條の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同條ただし書中「昭和三十二年岐阜県条例第二十九号」の下に「。以下「給与条例」という。」を加え、「六十五年」を「七十年」に改める。

第四条第一項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 239,700	円 260,400	円 267,700	円 278,100	円 294,700	円 332,500	円 377,800

(岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部改正)

第六条 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項」を「第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

(経過措置)

2 給与条例付則第二十八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第三条第一項の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、給与条例付則第二十八項の規定により算出した額とする。

3 給与条例付則第三十項、第三十四項又は第三十五項の規定による給料を支給される教育職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例付則第三十項、第三十四項又は第三十五項の規定による給料の額との合計額」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第七条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年岐阜県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 岐阜県職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第八条 岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

41 岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成十五年岐阜県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第二十六項」を「附則第七項」に改める。

（岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

42 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成十八年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成十五年岐阜県条例第六十三号）」を「岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成十五年岐阜県条例第六十三号）」に、「新条例第二条の四から第五条の三」を「岐阜県職員退職手当条例第二条の四から第五条の三の二」に、「並びに附則第二十六項から第二十八項」を「並びに附則第七項から第九項まで及び附則第二十一項から第二十四項」に改める。

附則第六項中「新条例第五条の二」を「岐阜県職員退職手当条例第五条の二（同条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第二十二項」に、「同条例第一項」を「第五条の二第一項及び附則第二十二項」に改める。

43 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成二十九年岐阜県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の岐阜県職員退職手当条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）」を「岐阜県職員退職手当条例」に、「新条例附則第三十六項」を「同条例附則第三十七項」に、「退職した岐阜県職員退職手当条例」を「退職した同条例」に、「あつて岐阜県職員退職手当条例」を「あつて同条例」に改める。

附則第三項中「新条例」を「岐阜県職員退職手当条例」に、「岐阜県職員退職手当条例第十条第十五項」を「同条例第十五項」に改める。

提 案 説 明

国家公務員法の一部改正に鑑み、岐阜県職員の定年を引き上げる等のため、この条例を定めようとする。

（新）

第一条 略

（定義）

第二条 この条例において「教育職員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

第三条から第八条まで 略

附則

（施行期日）

1| この条例は、昭和四十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2| 給与条例付則第二十八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第三条第一項の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、給与条例付則第二十八項の規定により算出した額とする。

3| 給与条例付則第三十項、第三十四項又は第三十五項の規定による給料を支給される教育職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例付則第三十項、第三十四項又は第三十五項の規定による給料の額との合計額」とする。

（旧）

第一条 略

（定義）

第二条 この条例において「教育職員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八條の五第一項若しくは第二十八條の六第二項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

第三条から第八条まで 略

附則

1| この条例は、昭和四十七年一月一日から施行する。